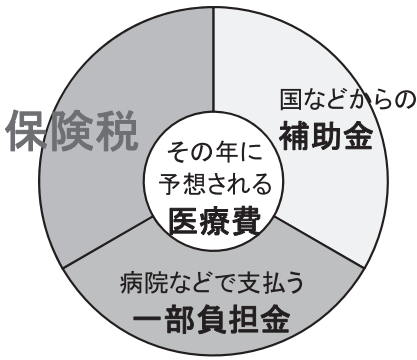


国民健康保険税について

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者の皆さんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。保険税の決め方や納め方について理解をいたさ、納付にご協力をお願いします。

保険税の決め方

その年に必要となる医療費を予測し、そこから医療機関で支払う自己負担金と国からの補助金を差し引いた分が保険税の総額となり、保険税は市区町村ごとの財政や所得などの状況に応じて計算され、一世帯ごとの保険税が決められます。



保険税を滞納するとこのよう
な措置がとられます

① 納付期限を過ぎると督促を受けた
り、延滞金が加算される
場合があります。

② さらに滞納すると通常の保
険証を返却し、有効期間の短い
短期被保険者証(※1)が交
付されます。

③ 納期限から1年が過ぎると保
険証の代わりに、被保険者資
格証明書(※2)が交付され
るケースがあります。かか
った医療費はいったん全額自己
負担となります。

④ 納期限から1年半が過ぎると
療養費・高額療養費・出産育
児一時金・葬祭費などの国民
健康保険の給付が、全部また
は一部差し止められます。

⑤ それでも納めないでいると差
し止められた保険給付から滞
納している保険税にあてられ
ることもあります。

※1 短期被保険証↓国民健康
保険の給付を受けることはで
きませんが、期限切れごとに保
険証の交付を役場窓口で受け
ることになります。

※2 被保険者資格証明書↓国
民健康保険の被保険者の資格
があることを証明するだけで
保険証のような効力はありま
せん。

便利な口座振替について

保険税の納付を口座振替にす
ると、納め忘れがなくなり、安
心で便利です。

国民健康保険税の制度が 変わります

後期高齢者医療制度のスタ
トにともない、制度の支援金と
して後期高齢者支援分が追加さ
れます。
(※旧税率での医療分を新税率
で医療分と後期高齢者支援分と
に振り分けています。)

平成19年度の税率(旧税率)

	医療分	介護分 (40から64歳)
所得割	7.0%	0.8%
資産割	38.0%	7.0%
均等割 (1世帯当り)	20,000円	7,000円
平等割 (1世帯当り)	26,000円	6,000円
賦課 限度額	560,000円	90,000円

国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税	計算方法
所得割	世帯における加入者の前年の所得に応じて計算 (前年中の総所得金額 - 基礎控除33万円)
資産割	世帯における加入者の固定資産税額に応じて計算
均等割	世帯における加入者1人当たり計算
平等割	1世帯当たり計算

医療分①	後期高齢者 支援分②	介護分③ (40から64歳)
5.0%	2.0%	0.8%
30.0%	8.0%	7.0%
16,000円	4,000円	7,000円
20,000円	6,000円	6,000円
470,000円	120,000円	90,000円

医療分(①)、後期高齢者支
援分(②)及び介護分(③)
を計算し、合計したものが世
帯の1年間の保険税となりま
す。1年間とは毎年4月から翌
年3月までをいい、年の途中
で加入した場合は、その月数
に応じて月割計算されます。

計算方法
(年間保険税÷12)×(加入
月から3月までの月数)

なお、医療分と後期高齢者支
援分は加入者全員に、また、介
護分は40歳から64歳までの方に
課税されます。

※後期高齢者医療制度のスタ
トにともなって国民健康保
険税が軽減されます。

A. 国民健康保険税の軽減を受
けている世帯は、世帯構成や
収入が変わらなければ、5年
間今までと同じ軽減を受ける
ことができます。

B. 国民健康保険の加入者が1
人となる場合には、5年間、
平等割額が半額になります。

C. 被用者保険の被扶養者から
国民健康保険加入者となつた
方(旧被扶養者)は申請によ
り軽減されます。